

新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その４）

２０１３年（平成２５年）１月１７日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

（通信の秘密及びプライバシーの保護）

- 1 通信傍受は、通信の秘密を侵害し、個人のプライバシーを侵害する捜査手法であることを踏まえ、その対象犯罪を安易に拡大するべきではない。
- 2 会話傍受は、個人のプライバシーを著しく侵害する危険性の大きい捜査手法であることから、導入するべきではない。
- 3 通信傍受の不適正な実施を防止し、通信の秘密及び個人のプライバシーを守るために、捜査機関から独立した第三者によって構成される監視機関が、捜査機関による傍受の状況、傍受装置及び傍受した通信の記録等を監視・検査し、違法な傍受が行われたことを発見した場合には、告発等の処分をする制度を創設すべきである。

意見の理由

- 1 取調べ及び供述調書に依存した従来の刑事司法は、罪を犯していない人の身体を拘束し、虚偽自白等を強要し、処罰するという重大な人権侵害を引き起こしてきた。このことを踏まえ、新たな刑事司法においては、取調べ及び供述調書への依存を抜本的に改める必要がある。他方、取調べ以外の捜査手法についても、それによって市民の権利が不当に侵害されてはならないことは、当然である。

通信傍受は、憲法が保障する通信の秘密を侵害し、ひいては、個人のプライバシーを侵害する捜査手法である。それゆえ、通信傍受が憲法上許容されるのは、「重大な犯罪」について、捜査上「真にやむを得ない」と認められる場合に限られている（最高裁判所平成１１年１２月１６日決定）。このことを踏まえると、通信傍受の対象犯罪は限定的謙抑的であるべきであり、通信傍受法施行以降の運用状況についても、慎重な検討が加えられなければならない。専ら捜査上の有用性の観点から、安易に通信傍受の対象犯罪を拡大することは、許されないというべきである。

- 2 捜査機関が住居や車両に傍受機器を設置し、会話等を傍受する会話傍受は、ひとたび傍受機器が設置されると、内容的にも時間的にも無制約に傍受がなされる

おそれがあり、通信傍受以上に個人のプライバシーを侵害する危険性の大きい捜査手法である。捜査機関が濫用し、あるいは誤って、犯罪と無関係な個人の会話等を傍受するおそれも大きいといわざるを得ず、その結果、個人が受ける被害は深刻である。会話傍受は、捜査上有用な場合があるとしても、プライバシー侵害の危険性の大きさに照らすと、それでもなお捜査手法として認める必要性があるとは到底認められず、導入することは許されないというべきである。

- 3 現行法上、通信傍受の不適正な実施を防止する仕組みは不十分である。すなわち、立会人は、傍受している通信の内容を確認することも、違法な傍受が行われている場合に切断することも想定されておらず、実効的に通信傍受の不適正な実施を防止するものではない。不服申立て制度も、通信の相手方に対してはその氏名等が判明しなければ傍受が行われたことの通知すらされないこと、被疑者についても通知の到達は確保されていないことから、そもそも不服申立ての機会が十分に保障されているとはいえない。また、傍受が行われたことの通知を受けた者にとっても、既に実施された傍受について不服申立てをする実益は乏しいことなどに照らすと、不服申立て制度によって、通信傍受の不適正な実施が有効に防止されているということとはできない。

通信の秘密及びプライバシーの重要性を踏まえると、これらの権利を守るために、通信傍受の不適正な実施を防止する実効的な仕組みを設ける必要がある。神奈川県警察による政党幹部宅盗聴事件の経験からも明らかなように、捜査機関が違法な盗聴に及ぶ危険は常に存在し、しかも、そのことは容易に隠蔽され得ることに照らすと、捜査機関による通信傍受の実施を監視する機関を設置することが不可欠というべきである。具体的には、捜査機関から独立し、専門的知識を有し、かつ守秘義務を負う第三者によって構成される監視機関が、捜査機関による傍受の実施状況、傍受装置及び傍受した通信の記録等を監視又は検査するものとするべきである。そして、監視機関は、監視中に傍受が不適正に実施されていると判断したときは、傍受の実施の中止を命じることができるものとし、通信の記録等から違法な傍受が行われたことを発見した場合には、告発等の処分をするものとするべきである。